

## ～ 御意見概要及び御意見に対する考え方 ～

項目 / 番号	お寄せ頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>第4章 社会・国民に支持される科学技術</b>		
<b>1. 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組</b>		
21,88,102	研究開発者が不正行為を行うことで、科学と技術への支持が失われることに立ち至ることがないよう、また不幸にしてそうした事態が生じたときに適切に対処できるよう、科学技術システム改革に盛り込むべき。例として、大学における人材育成機能の強化の一環として教育面での配慮がなされると共に、不正行為に対処するための審理裁定機関の構築を促すべき。	答申案では、科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組を国民の支持の基盤となる重要な課題と位置付け、基本政策として国および研究者コミュニティ等によるルール作りを促しています。また、研究者・技術者の倫理観を確立するために、大学等における教育体制の構築を促しています。なお、御意見のような研究者の倫理問題など個別の具体的なルール内容は、それぞれの検討に委ねられることとなります。
48	科学技術の価値・利益が優先され「公共あるいは一般市民の生命・財産を豊かにし、かつ守るもの」という「科学者・技術者倫理」が後回しにされないかと危惧。 一つの提案として、国家資格の一つに「技術者倫理教育」を設けてはどうか。そして資格取得者に対しては先進国への「研修留学制度」を企業に義務付け、最新の育成制度を学ばせ、後進の指導に生かすようスキームを構築し企業に責任を課し、成果を主管箇所にフィードバックさせる。	答申案では、科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組を国民の支持の基盤となる重要な課題と位置付け、基本政策として国および研究者コミュニティ等による、ルール作りを求めています。なお、御意見の研究の制限のような、個別の具体的なルール内容は、それぞれの検討に委ねられることとなります。
27,72	核の研究が制限されるように、特定の医学研究については結論が出るまで制限されるべき。 アメリカに習い、バイオ研究で国富を考えるのは時期尚早。バイオで産業振興を行うのは犠牲が伴う。産業振興の観点よりも、人間の幸せを考えた科学技術政策を考えるべき。 DNA 研究は、その重要性に鑑み、国際競争の中で地位を確保しつつ、研究活動を進めるべきだが、人間と社会、自然、環境との調和が不可欠であり、研究者や技術者の倫理観だけでなく、安全性の評価や関連情報の扱い等のあるべきルールに基づいて推進されるべき。	答申案では、科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組を国民の支持の基盤となる重要な課題と位置付け、基本政策として国および研究者コミュニティ等による、ルール作りを求めています。なお、御意見の研究の制限のような、個別の具体的なルール内容は、それぞれの検討に委ねられることとなります。
13,314	以下の項目の追加を希望。 1. 科学技術の多面的科学的評価とリスク評価 人間工学、生態学、労働安全、公衆衛生、社会科学などから評価し、さまざまな条件でシミュレーションする。既存の省庁の規制の対象項目に含まれないものに特に注意して洗い出すフェーズを設ける。 学生向け大学院、社会人向け総合講座の設置なども進める。 新たな問題に対する対策、規制制定などが、事前に行えるようになる体制。 研究計画段階での市民の参画を可能にするしくみを作る。 2. 外来技術に対する評価体制を整備する。 他国で発生した問題を、貿易問題や健康問題になる前に事前に、上の1の体制のもとに検討する WG を召集する。またその権限について明記する。 現在既にある有用で安全性が確認されている技術、安価で使いやすい技術の活用を進めることの価値を確認し、明記するべき。	答申案においては、科学技術の成果を還元する際に必要なリスク管理を合理的に行うため、リスク評価のための科学技術活動及び科学的なリスク評価結果に基づいた社会合意形成活動の重要性について指摘し、国がそのような活動を支援する旨記載しています。
268	他の倫理的問題も含め、国民の合意を得るためには情報公開のしくみが大切であり、「情報公開」という言葉を加えるべき。とくに私立大学、私企業などでは何が行われているのか外部から確かめようもない部分があり、査察制度を含めた国民の納得の行く制度が必要。	答申案においては、「情報公開」の重要性を認識した上で、倫理的・法的・社会的課題への取組に関するルール作り際には、社会に開かれたプロセスによるルール作りを求め

		ています。
6,67,69,90, 91,268, 294,339	<p>日本では年間 1000 万匹以上の哺乳類が研究開発等に日々使用され、殺されていると言われている。欧米諸国と違い日本の法制度は整備されていない。動物実験は倫理的に大きな問題を伴う行為であり、広く社会的な評価と客観的なルール作りが行われるべき。以下の項目の追加をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生命倫理や研究倫理の問題に動物実験の倫理問題または実験動物の福祉の必要性を例示として追加すること。</li> <li>2. 第 4 章 1 (科学研究が及ぼす倫理的課題への取組)には、動物実験を含めた倫理問題一般に対し、自主規制のみではなく法的な規制の必要性を強く打ち出すこと。</li> <li>3. 上記にあたっては、関連施設の届出や施設の査察、記録の保持と報告等、実態把握に基づいた制度や研究に関わる人間の資格制度の必要性についても特に触れること。</li> <li>4. 第 4 章 2 (科学技術に関する説明責任)には、動物実験を含めた倫理問題一般に対し、倫理委員会の議事録や研究結果等、倫理的な説明責任や研究成果についての説明責任に関わる記録については、インターネット等を活用した積極的な情報公開を社会へ行うべき旨を追記すること。</li> </ol> <p>動物実験が当たり前のように行われていると、やがて全ての生命を軽く考えるようになるように思う。動物実験に対する規制を設けるべき。また、動物実験は闇で行われているように思えるが、もっと国民に広く知らせるべき。</p>	<p>答申案では、科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組を国民の支持の基盤となる重要な課題と位置付け、基本政策として国および研究者コミュニティ等による、ルール作りを求めています。なお、御意見の実験動物のような、個別の具体的なルール内容は、それぞれの検討に委ねられることとなります。ちなみに、実験動物については、平成17年6月に動物愛護法が改正され、現在同法第41条に則ったガイドラインの検討が行われています。</p>
115	<p>11月5日放送NHKスペシャル「サイボーグ技術が人類を変える。」の中で、「この技術で脳をどこまで変えて利用して良いのか。」とアメリカでは倫理委員会を設けて議論すると報じていたが、日本ではどうか。脳の機能の縮小という懸念もあるのではないかと。早急に議論を始めて欲しい。</p>	<p>答申案では、科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組を国民の支持の基盤となる重要な課題と位置付け、基本政策として国および研究者コミュニティ等による、ルール作りを求めています。</p>
156 314	<p>ナノテク材料のような新素材の開発と新素材に予測されるリスクの回避技術の開発は、並行的に進め、危険な新素材が、使用時や使用後の処分方法が確立されないまま世に出てくることがないように、科学技術政策を推進すべき。</p> <p>ナノテクノロジーなどの新規技術の導入にあたっては、その可否、条件などにつき、広く英知を結集するとともに、社会的合意形成が不可欠。つまり、多様なステークホルダーの意思決定への参画を明確にするとともに、その手法として、パブリックコメントだけでなく、コンセンサス会議など多様な手法を検討することが必要。</p>	<p>答申案においては、科学技術の成果を還元する際に必要なリスク管理を合理的に行うため、リスク評価のための科学技術活動及び科学的なリスク評価結果に基づいた社会合意形成活動の重要性について指摘し、国がそのような活動を支援する旨記載しています。特に、ナノテクノロジーに関しては、その社会的影響に関する検討や研究を総合的・戦略的に推進すると記述しています。</p>
217	<p>研究者は、安全衛生、危機管理、生命倫理などの問題を常に意識することが重要。</p>	<p>科学技術が社会に及ぼす影響がより強くなっているにも関わらず、知識がより専門化細分化され、一般の国民に理解されにくくなってきている現状を鑑みると、研究者が自らを律してゆく研究者倫理観を確立することが必要です。答申案でも、そのための教育体制の構築を大学等に促しています。</p>
<b>2. 科学技術に関する説明責任と情報発信の強化</b>		
78	<p>国民は科学技術に関心が低いのではなく、身近な科学分野には関心が高いけれどもそういう部分はうまく情報のコミュニケーションができていないのではないかと。「市民科学」などの言葉を使って、日常生活に密着した科学の内容、大人がまさに知りたいと考えている内容を、科博や未来館をはじめとした科学館・博物館等の社会から課せられた重要な使命として内容に盛り込むべきではないか。</p>	<p>答申案では、「市民科学」という言葉は使っていませんが、御意見のような、大人を含め広く国民を対象として科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を図ることとし、科学館・博物館等の充実を盛り込んでいます。</p>

122	国民に支持される科学技術を基本計画にあげているが、支持・不支持を国民が掲げるには、最先端である難しい科学技術に対する理解力を国民に育成しなければならない。国民に最先端の科学技術に対する理解を求めるなら、理解を求めるための、わかりやすい情報提示が必要である。理解を求める過程で国民の理系・科学技術に対する見識と興味を呼び起こし、理系離れを克服(人材育成)できる。	答申案では、御意見と同様の認識を有しており、科学技術に関する説明責任と情報発信の強化を重要な課題と位置付けています。
148	『社会・国民に支持される科学技術』を確立するための文化政策を進める。 1. 科学と芸術両領域における横断体勢の整備 科学研究資料(写真、デジタル画像、ビデオ映像など)を利用した芸術作品や科学思想をテーマとした芸術作品などを提示してゆくことで社会一般の科学への興味と理解を高めるなど。 2. 異分野交流活動を先導している各国団体との連携協力関係構築 文化形成における科学分野の役割を認識し、率先して文化事業に参加している各国の学術団体の活動を国内に紹介してゆくなど。 3. 国際的な学際コミュニティの拠点形成 知的文化創造活動の拠点地となる国際科学芸術アカデミーを設立し、芸術家と学術研究者の国際的な異分野交流の場を形成する。	答申案では、科学技術に関する国民意識の醸成のため、大学、公的研究機関等や国など各段階における取組の強化の必要性を指摘しています。御意見は今後の科学技術に関する国民意識の醸成に向けた具体的施策の検討の参考となるものと考えています。御意見を踏まえ、第4章に科学技術と文化や芸術との融合等の新たな手法への取組の必要性を記載致しました。
193	科学や技術が国民に信頼され、子どもたちに科学への夢を育むために、研究者のアウトリーチ活動は今後ますます重要になる。研究費の5%程度をアウトリーチ活動に割くような方式を導入し、研究者にアウトリーチ活動を義務づけてはどうか。	科学技術振興調整費の重要課題解決型研究では、アウトリーチ活動を業務内容に明確に位置づけ、直接経費の一部(概ね3%)を当該活動に支出することが進められています。今後、このような取組が一層進むよう、答申案では競争的資金制度においてアウトリーチ活動への一定規模での支出を可能とする仕組みの導入等を進めることも掲げています。
280	今回の答申では、国民の科学技術への主体的参加や、科学技術と社会・国民との間の双方向コミュニケーションや国民意識の醸成への取組を明記してあるが、科学技術政策決定においても、タウンミーティングのような一対多の形態ではない、市民や非営利組織、NPO等の意見を取り入れる仕組みを作るべきである。具体的には環境政策等ですでに実行されているように、市民と政策担当者の対話や政策コンペティションなど、継続した取組を期待する。	答申案の検討過程で実施した科学技術政策シンポジウムでは、市民と政策担当者の直接対話の機会を作り、その意見を答申案にも取り入れています。更に、国民の科学技術への主体的参加を重要な項目として記述しています。
302	この答申案全体は、かなり専門的な内容になっていますが、その内容について、どのように一般の多くの人たちに、分かりやすく理解できるような形で伝えることにしているのか。分からない部分があった場合に、その疑問に回答するようなシステムを作るべきではないか。	答申案作成までに、東京でタウンミーティングを開催した他、全国各地で7回の科学技術政策シンポジウムを実施し、できるだけ幅広い層の国民の声の吸収に努めました。また、総合科学技術会議のホームページ( <a href="http://www8.cao.go.jp/cstp/">http://www8.cao.go.jp/cstp/</a> )も充実を図り、科学技術政策をより分かりやすく伝えるよう努めています。
316	研究者に多くのアウトリーチ活動を望むことで研究に割かれる時間が減ってしまうことがないように配慮すべき。	答申案では、研究内容や成果を社会に対して分かりやすく説明することを研究機関・研究者等の基本的責務と位置付けており、アウトリーチ活動はその一環であるとしてとらえています。ただし、アウトリーチ活動は、研究者個人の努力に頼って行われるべきものではなく、組織的なバックアップの下で行われるべきあると考えており、答申案では、競争的資金制度においてアウトリーチ活動への一定規模での支出を可能

		とする仕組みの導入等を進めることを掲げています。
332	国民への科学技術への関心を高める方法として、視聴覚による日常の教育宣伝活動が最も効果がある。NHK等のマスメディアを用いた科学技術振興に関する広報活動をもっと行うべき。	答申案の第4章“科学技術に関する説明責任と情報発信の強化”、で多様な媒体を用いた広報活動を効果的に行ってゆくことを記載しており、様々な工夫をこらした広報活動が必要であると考えています。
<b>3. 科学技術に関する国民意識の醸成</b>		
73,316	現在の子供たちの科学技術に関する能力を見ると、応用力が低く、実践力が不足している。この理由は、子供に科学技術を体験させ、失敗しながら完成させる機会が失われてきたからである。この状況を改善するための対策を大学や研究機関に丸投げするだけでは不十分である。政府機関は、様々な形で、科学技術に関する広報活動を強化すべきである。	御意見のように、子供たちが科学技術に触れ、体験できる機会が減りつつあるのではないかという認識に基づき、答申案においては、科学技術に触れ、体験・学習できる機会の拡充を提言しています。
78 193	「成人の科学技術に関する知識や能力(科学技術リテラシー)を高めることが重要である」の部分に関して、世界的にみて日本の科学技術リテラシーの状況はどうなのか、読んでいてわかりにくい。第一章の基本理念のところでも肉付けしたほうがよいのではないか。 我が国の国民の科学的素養の水準を上げるための科学リテラシー向上を目指した活動は、個々の研究者が個別に努力するだけではなく、国家的なプロジェクトとも言うべきものであろう。その重要性について、さらにつっこんだ記述がほしい。	答申案では、国として科学技術リテラシー像の策定を推進することを提言していますが、その提言の背景には、国民の科学技術リテラシーの水準に関する危惧があり、その向上が重要であると考えています。
229	科学技術リテラシーの策定にあたっては、日本の現在の技術、文化背景、感性、生態系、自然を踏まえ、国民の日常体験に近いところにあって地に足のついたものにすべき。そのためには、広く研究者、教育学、文化学者、産業界、教育界などの意見を集約すべきであり、大学における教養教育も視野に入れるべき。	科学技術リテラシー像は、日本の実情に合ったものにすべきであることから、その策定に際しては、広く国民各層の意見を聴き、できるだけ幅広い意見が集約されるものと考えています。
78	意欲のある科学館・博物館の科学ボランティアがいろいろなところで活動の壁を味わわされているのは、ひとえに第3期の科学技術基本計画が掲げる理念が現場レベルの活動に反映されていないためと思われる。基本政策の理念が浸透し実践に生かされるような方向に持っていくべきである。	答申案の中では、科学ボランティアは、国民と科学技術の双方向コミュニケーションを媒介する重要な担い手の一つであると位置付けおり、これらの人材の養成と確保を促しています。また、様々なレベル・主体において社会・国民の支持に向けた取組の推進を促しています。
108	研究者等と国民の双方向コミュニケーション活動が重視されているが、やはり、国民は市町村や県など地方自治体を通じて、情報を得ている部分が多い。このため、研究者と国民の仲立ち役としての地方自治体の役割も明示しておくべき。市民と科学技術をつなぐ仲立ち役に地方自治体も含めていくべき。	答申案では、国として取り組むべき施策を中心に記述されていますが、地方公共団体に関しては、これらの施策に準じた取組が期待されます。御意見を踏まえ、 <u>第4章の序文に、科学技術政策の推進主体としての地方公共団体を明示致しました。</u>
191 277	成人でも科学技術に関心はあり、専門的な事を知りたいが、中々よい機会がないという人が多いと思う。そこで高度であるが、優しい表現の啓蒙啓発書(教科書・独習書を含む)の発行をはじめ、博物館等の活用のほかに、公園等公共施設において自然観察会の開催・科学映画の映写会の開催等により、国民の科学技術への関心が高まる事が期待される。 科学技術が文学などの芸術と同様に、文化の基礎部分であると認識されるような社会的基盤の形成が重要であり、その方策の一つとして脳科学の研究成果を教育研究に活用する。また、科学技術創造立国の基礎には国民の数学的能力とセンスの高度化が重要であり、そのために数学的思考を楽しむ社会環境を	御提案の意見も含め、様々な手法を用いて、科学技術に関する国民意識の醸成に努める必要があると考え、第4章“科学技術に関する国民意識の醸成”で取組の強化を述べています。

	醸成する。	
4. 国民の科学技術への主体的な参加の促進		
149	意見の募集があり、特許出願書を添えて応募したが、技術の内容を検討した形跡が見られず、科学技術見解についての応募者との討議はなかった。意見募集をした以上、開示項目を明確にするなどして討議の便をはかるべき。	第4章に“国民の科学技術への主体的参加の促進”の項を設けており、御意見は、国民参加の科学技術行政を進める上での参考となるものと考えています。
280	分野によっては、大掛かりな設備等を使わなくても、市民が関与しうるテーマも数多く存在する。市民が自らや地域の関心に基づいて研究を主体的に行えるような仕組みがあれば、科学技術の考え方をより深く理解でき、科学技術に対する市民の関心をより高めることにつながる。そこで、理科クラブやNPOといった主体的に研究活動を行うグループあるいは個人に場所や情報を提供する施設として科学館や大学を活用することや、個人や市民向けの小額の研究費を申請しやすくすることなど、市民が科学研究を行うための環境整備を行う。	御意見は、国民の科学技術への新しい参加の試みとして、新たなモデル事業等を検討する際に参考になると考えています。

項目 / 番号	お寄せ頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>第5章 総合科学技術会議の役割</b>		
<b>1. 運営の基本</b>		
138	総合科学技術会議は、科学技術政策の策定・推進に当たる「行政」の一部であり、一方、日本学術会議は日本の科学者・工学者の集まりとしてその「専門的知識」を通して社会に貢献する事を主要目的の一つとしている。科学技術行政は専門的知識の上に立つ事が何より重要でありため、総合科学技術会議は、日本学術会議のバックアップを必要とする事を明確に記すべきである。日本学術会議は、科学技術政策が拠って立つ基礎となる縦の関係にある。(6月15日の基本方針では「車の両輪」)	御意見のとおり、科学技術政策の策定・推進には、専門的知識が非常に重要であり、総合科学技術会議では日本学術会議と連携を取りながら、人文・社会科学も含めた全ての分野の研究者の方々の御意見に耳を傾けています。それと同時に、今日の科学技術が与える影響を考えますと、経済的・社会的観点も含めた多様な御意見も同様に重要であるため、他の諮問会議等とも密接な連携を取っていく意味でこのような記述としています。
<b>2. 具体的取組</b>		
<b>(1) 政府研究開発の効果的・効率的推進</b>		
82	国立大学法人等にはすでに業務・運営に関するチェック機能が構築されており、その上さらに総合科学技術会議が国立大学法人等の活動状況を把握し改善措置を求める機能を持つことは、評価疲れや法人化メリット喪失の恐れがあるため、疑問に感じる。	総合科学技術会議が国の研究開発投資の枢要を占める独立行政法人及び国立大学法人の科学技術活動を把握し、必要な場合に関係府省に改善措置を求めることは、効果的な科学技術政策の実施と科学技術振興のために不可欠であると考えています。把握の方法等については、御意見も参考として工夫して行きたいと考えています。
124	国の宇宙開発等、多省庁にまたがる施策に調整機関が不在で、連携されていないことにより大きな非効率が生じる。総合科学技術会議は内閣府の下にあり各府省からの出向者で構成され、改革を進めているが、その結果、事務局が作成したものは各出身府省に合議され玉虫色にされて出てくる、と聞く。今こそ、総科会議の機能強化・分野横断的調整機関の設立が必要なのではないか。	本答申案では、府省縦割りの弊害排除、連携強化のため、連携施策群の本格的な推進等に積極的に取り組むことなど総合科学技術会議の機能強化の方向を打ち出しています。なお、内閣府の政策統括官(科学技術政策担当)組織は、各府省からの出向者のみならず、大学・独立行政法人出身者、民間企業出身者等も含めて多様な人材から構成されています。
138	<p>評価のあり方について、重複評価や有効性への疑問なども含め、以下の問題点がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 独立行政法人評価 各府省・法人ごとに、大臣の任命する委員会が全てを行う場合や、法人が独自の自主評価委を設ける場合など、やり方が整合していない。</li> <li>2. 独立行政法人に対する「機関評価」と、そこで行われているプロジェクトの「課題評価」の関係を整理すべき。総合科学技術会議の施策評価との制度的関係も明示される必要がある。</li> <li>3. 国民各層の意見を聞く事に重きを置く余り、最も大事な専門家による評価が不十分になりかねない。</li> <li>4. 大学における人事評価が研究成果一色で、論文数・引用度など表面的なものに偏っている。次世代を育てる大学として専門分野の将来を見通す識見を持つ事とか教育者としての評価に転換を図らないと大学の</li> </ol>	評価のあり方については御意見にあるような問題点も指摘されています。それらを踏まえた上で、同時に国民に対する説明責任を果たす必要があることから、本答申案では、創造への挑戦を励まし成果を問う評価を基本姿勢とし、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出、研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲向上等を図る評価システムの改革を進めることとしています。

<p>86</p> <p>303</p>	<p>意義が無くなる。</p> <p>国立大学法人の評価に関して、法人化と相前後して評価機関による研究機関・研究者(教員)の評価が実施されているが、ほとんどが現役研究者へ評価依頼する形となっており、時間的制約はもとより、評価対象者との関係から厳正な評価がなされるかどうか疑問である。現場を離れた研究者を活用すべきではないか。また、教員評価の指標に研究論文作成数・科研費補助金等の採択状況が取り上げられる傾向がある。このことは評価の一手段ではあるが、研究そのものの質の低下、とりわけ成果が出るまで長期間かかる基礎研究からの研究者離れを招くのではないか。</p> <p>様々な政策を実行するにあたり、最も重要になるのは評価方法である。現在のような評価の為の評価ではなく、人と内容をしっかりと見られる方法を創るべき。効果を挙げられなかった事例を適切に分析し内容のフィードバックを次の政策に反映させるべきではないか。</p> <p>人材の評価及び適切活用の対象は、研究者・教育関係者だけでなく、省庁や関係団体の行政職員についても考えるべき。現場の問題点の継続的な共有や貴重な情報の死活は行政側の担当者にもかかっている。</p>	
<p>171</p> <p>174</p> <p>183</p> <p>186</p>	<p>「飛躍的な知を生み続ける重厚で多様な知的蓄積を形成することが科学技術政策にまず求められる」(p7.L15)の観点に立つのであれば、独法・国立大学法人に限らず公立・私立大学、民間研究所等を含めて自由な発想と研究が不可欠であるにもかかわらず、独法・国立大学法人に限って基本計画との整合性を評価するのは矛盾しており、削除すべきである。</p> <p>総合科学技術会議は大所高所から必要な政策を示すべきであり、個々の国立大学法人等の活動をチェックし、改善措置を求めるなどの評価期間の役割を期待されているものではない。国立大学法人においては、すでに自己評価、認証評価、法人評価が義務づけられているのでこの段落は削除すべきである。</p> <p>独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめの強化は、大学の独立と自律性を損なうことになり、個別の大学に対する改善措置等は馴染まない。総合科学技術会議は、我が国の資源配分の基本政策を出すことにその存在が求められているわけで、個別の事項の分析などに時間を取られるべきでない。</p> <p>独法等の活動把握の取組みを強化し、必要な場合は改善措置を求めることについては、各法人制度の趣旨を踏まえ、法人の裁量や自立性の発揮に矛盾を来たすことのないようにすべきである。</p>	<p>第2期基本計画期間中に、多くの研究機関が独法化するとともに国立大学が法人化され、これに伴い、国が示した目標の実現プロセスについては法人に大きな裁量権が与えられました。一方、法人予算については、基本計画に示された目標・重要施策の的確な実施を確保するために、総合科学技術会議が独法・国立大学法人の活動を把握し、所見取りまとめを行うこととなりました。これらは知の創造性に資する自由な発想を妨げるものではなく、むしろ科学技術関係投資に係る国民への説明責任を一層明確に果たし、今後の我が国の知的資産の源泉となる法人への資源投入の充実施策の企画立案に当たって不可欠なものと認識しています。</p> <p>総合科学技術会議が国の研究開発投資の枢要を占める独立行政法人及び国立大学法人の科学技術活動を把握し、必要な場合に関係府省に改善措置を求めることは、効果的な科学技術政策の実施と科学技術振興のために不可欠であると考えています。把握の方法等については、御意見も参考として工夫して行きたいと考えています。</p>
<p>216</p> <p>223</p>	<p>総合科学技術会議の司令塔機能が明記されたことは評価できる。特に、「研究開発の戦略性の強化」と「調査分析機能や府省間の調整機能の強化」に関しては、必要な予算措置を行い、適切な運営を推進していただきたい。また、総合科学技術会議が真に司令塔としての役割を果たすためには、科学技術創造立国のグランドデザインを設計し、それを実行する権限が必要である。</p> <p>総合科学技術会議は、科学技術政策の司令塔になることを目的に設立されたにもかかわらず、その活動の中心は年度ごとの資源配分の方針の作成、及び府省の施策提案の優先順位付けにとどまっている。総合科学技術会議が科学技術政策の司令塔として、科学技術創造立国のグランドデザインを設計し、それ</p>	<p>総合科学技術会議の司令塔機能の強化として、様々な取組(答申案5章2.(1))を推進していきます。その中には、厳正な優先順位付け、戦略重点科学技術の選定等、総合科学技術会議が直接実施するものではないものの、研究課題に十分なめりはりをつけ、重要研究課題が的確・着実に推進されるよう促すことで、今後の科学技術創造立国の実現に資する考えです。</p>

	を実施する権限を与えるべきである。そのためには、総合科学技術会議の自主財源として科学技術研究開発予算枠を与える必要がある。	
223	総合科学技術会議に府省連携プロジェクトを推進する組織を作るべきである。例えば、総合科学技術会議を事務局にして関係省庁と関係企業のプロジェクトチームを設置し、成果の進捗状況と今後の取組の方向性をチェックする仕組みを導入するのはどうか。また、情報通信分野においてはIT戦略本部との連携を十分に行なっていただきたい。	省庁連携に関しては、答申案5章2.(1)の科学技術連携施策群を通して積極的に推進していく考えです。また、情報通信分野においては、御意見のとおりIT戦略本部との連携は非常に重要と認識しており、その他の諮問会議や府省等との連携も含めて今後も推進していきます。
237	個々の国立大学法人の業務を評価し、教育研究の質の保障を確保するための評価組織等はすでに別途存在しており、総合科学技術会議には、「我が国の科学技術の将来の発展のためにはどのような政策が必要か」といった大所高所からの国の大きな方針を提示していただくことこそが大きく期待されている。	総合科学技術会議が国の研究開発投資の枢要を占める独立行政法人及び国立大学法人の科学技術活動を把握し、必要な場合に関係府省に改善措置を求めることは、効果的な科学技術政策の実施と科学技術振興のために不可欠であると考えています。把握の方法等については、御意見も参考として工夫して行きたいと考えています。
227	独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめの強化として、基本計画との整合性等を分析して必要な場合は関係府省に対し改善措置を求めるとしている。総合科学技術会議は、我が国の資源配分の基本政策を出すことにその存在が求められているわけで、個別の事項の分析などに時間を取られるべきでない。我が国の科学技術に基本政策の舵取りを誤らないように専念すべきである。	
262	総合科学技術会議は、我が国の資源配分の基本政策を出すことにその存在が求められているわけで、独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめなど、個別の事項の分析などに時間を取られるべきでない。	
272	独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握は、大学の独立と自律性を損なう危険がある。総合科学技術会議は、我が国の資源配分の基本政策を出すことが重要任務であり、個別の事項の分析などに時間を取られるべきでない。	
326	独立行政法人、国立大学法人等の科学技術関係活動の把握は、法人の特性や研究・教育活動への影響等に配慮しつつ、との配慮がなされているが、大学の独立と自律性を損なうことになり、個別の大学に対する改善措置等は馴染まない。総合科学技術会議は、我が国の資源配分の基本政策を出すことにその存在が求められているわけで、個別の事項の分析などに時間を取られるべきでない。	
<b>(3) 社会・国民に支持される科学技術</b>		
45	すべての国民が科学技術の発展に興味を持ち参画することが重要。子どもの科学技術に対する興味は将来の人材育成につながり、また60歳を過ぎた退職者もその経験・知恵を活かすことで新たな成果につながる。国民の科学技術への参加を促し国全体の英知を集めることで科学技術を発展させることを期待。	御意見の、国民の科学技術への興味と参画は、積極的に取り組むべき課題として重視しています(答申案4章3~4)。また、総合科学技術会議としても情報発信等機能の充実を図って行く必要があると考えています。
<b>(4) 国際活動の戦略的推進</b>		
111	アジアの中における日本の主体的取組、特に平和的取組はとても重要。「アジア地域科学技術閣僚会議」(仮称)の設定は、最初は止むを得ないが、後々は別な設定が良い。世界平和でも、総合安全保障でも、自国への利益誘導を前提とせず、各国が資金提供して共通の機関を設立し、アジア共通の問題として取り組むべき。政府は、これらの後ろ盾となり、調整役に回るべき。アジアの問題を、もっと積極的に推進してほしい。	御意見のとおり、アジアとの関係は、今後の日本にとって非常に重要な意味を持ってくと認識しており、第3章(2)に多様な取組の強化を述べています。さらに、総合科学技術会議が直接的に取り組むものとして、第5章の「アジア地域科学技術閣僚会議(仮称)」におけるアジア諸国との政策対話等を推進していきます。

項目 / 番号	お寄せ頂いた御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>その他</b>		
9	議事録を読むと、細かい言葉の解釈やニュアンスに関する意見が多い。本質的な議論をしていないのではないか。 内容が多すぎて、読んでいて、どれが重要なのかインパクトに乏しい。	昨年12月以来、これまでに16回の基本政策専門調査会をはじめ、各種シンポジウム等を開催し精力的に検討を行っており、政策目標、新しい戦略重点化の仕組み、人材、イノベーションの創出など、社会国民の支持など、第3期基本計画の骨格となる本質的な議論を十分行ったと考えています。
86	基本機能の見直しをしてほしい。マクロ・ミクロに精緻な研究をされていると思うが「最初と最後」をどれほど理解して念頭に置きつつ研究に従事されているか疑問。「最初」とは人間が五感を通じて判断することはどういうことなのか理解していないこと。無意識に生きてきた事に対する疑問が何故生じないのかと云うことである。全体を把握する為の限りない局部的見地を集合しても結局アバウト的考察に留まらざるを得ない。また科学技術のメリットを強調する余りデメリットの考察に対して研究者自身のみならず研究機関を含め産官学がこぞって関心が無いこと。目先の名声・利潤の追求のみに興味を集中している哀れな実態を曝け出していることを。自然は人間の都合などあざ笑うかの如くエネルギーバランスを保持するべく変動している。人間の欲望の持ち方を含め絶え間ないフィードバックをして反省をし軌道修正して行かねばなりません。「最後」とはそれぞれの研究成果のみならず途中経過を含めてその目的が何であるかということ漠然としか考察をしていない危険性である。人間を含めた多くの動植物に幸福を与える為の存在であるとの認識不足が多くの悲劇を生み続けている。	科学技術のメリットを強調するのみでなく、デメリットや自然とのバランスを重視するのは、御意見のとおり非常に重要な観点と認識しています。このため総合科学技術会議は、科学技術政策の策定・推進に当たり、自然科学分野の専門家のみでなく、人文・社会科学分野の方々や国民の皆様からの幅広い御意見も参考にしています。さらに、政策目標等、国の目指すべき重要な方針に関して、環境と経済の両立や安心・安全への配慮等、今後の科学技術が人類共通の課題解決に向けて貢献すべきであることを踏まえた政策を立てています。
120	科学技術基本政策に関しては、総じて関係者のレビューなどにより意見が反映される仕組みが整備され、運営体制の改革につながり、良い方向に進んでいると存じます。	御意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。
171	総じて本答申案は「配慮する」、「促進する」、「支援する」、「拡充する」、「推進する」という用語が多いが、その行為の主体者は誰なのか、行為の具体的内容はなにかが明示されておらず責任の所在が全く明らかでない。責任の所在が明らかな答申にするよう要望する。	本答申を経て科学技術基本計画は最終的に閣議決定されるものであり、すべての文章の主語は基本的に国となります。具体的な実施主体については、その所掌に応じて関係府省等があたりこととなります。総合科学技術会議も、基本計画に掲げた施策について、関係府省の協力の下、適切なフォローアップと、その進捗の促進にイニシアティブを発揮していきます。
177 135 141	国立大学法人32大学理学部長会議より、本件に対する答申(案)についての意見・要望が提出されていると思います。この意見・要望を最大限取り入れて頂くことを切にお願い申し上げます。 男女共同参画学協会連絡会の要望「第3期科学技術基本計画に関する要望 - 男女共同参画社会実現のために - 」(平成17年4月25日付)の全面的実現に尽力されるよう要望します。 男女共同参画学協会連絡会から、4月25日に男女共同参画社会実現のために、第3期科学技術基本計画に関する要望書を、内閣府、文科省に提出しました。この中で、次の項目を要望しています。 1. 科学技術分野における男女共同参画モデル事業制度の創設 重点的に資金配分を行う。	これまで関係各所より様々な要望・要請を頂いており、それらも最大限参考としながら検討をしています。

	<p>2. 女性研究者の採用と昇格に対する数値目標の設定と特別交付金の提供 目標値に達した機関には特別交付金を提供する。</p> <p>3. 男女の処遇差を低減するための具体的施策 男女共同参画室を設け、専任のコーディネーターを配置する。 男女共同参画推進講座を設け、入社、昇進時に受講を義務づける。</p> <p>4. 育児支援の具体的施策 育児支援資金の創設。育児のため中断した後、復帰支援資金の創設。機関内託児施設の整備費の補助。 男性の育児休業取得のすすめ。</p> <p>5. 女子中、高生への理工系学部進学チャレンジキャンペーンの推進 チャレンジキャンペーンに予算措置をする。</p> <p>男女共同参画学協会連絡会の立場から、次の項目の記載を追加していただきたいと思います。</p> <p>1. 男女処遇差低減の具体策(男女共同参画推進室の設置と専任コーディネーターの配置、男女共同参画推進講座の受講を義務づける。)</p> <p>2. 育児支援の具体策 育児支援資金の創設、機関内託児施設整備の補助。男性の育児休業取得のすすめ</p>	
282	<p>3章、4章にある施策の多くは優れたものだが、研究機関や地方自治体が行うことであり、国の基本政策としてあげるべきものではない。国の役割を「選択」し「集中」していく必要があり、答申でそれを明確化すべき。</p>	<p>国の科学技術基本政策は、政府が投資して推進する研究開発実施主体がその主たる対象としつつも、国全体の科学技術政策の基本的な在り方を示すものであり、民間企業、地方公共団体等に期待すべきことも盛り込むこととしています。</p>
328	<p>国民個人による独創的な発明や独学による超ノーベル賞級の発明・理論は、縦割りの学問からは生まれにくく、むしろ組織を離れた国民個人や独学による研究から生まれる可能性が大きい。しかしそのような発見は、どこに議論や検証を求めても、今の日本では受け入れられることが非常に困難で、長年日の目を見ない場合も在り得る(例: 個体の加齢時計)。このため、それらの発見等を審査する機能または機関を総合科学技術会議内に、あるいは総合科学技術会議とは別途に設ける。</p>	<p>御意見のとおり、優れた個人が組織から離れた独学で大きな発見をする場合がありますので、本答申案第2章1にあるとおり、既存の知の枠組みとは異質な発見・発明こそが飛躍知につながるとの認識のもと、基礎研究については一定の資源を確保して着実に進めます。それと同時に、3章3.(2)にあるとおり、研究成果の発表や知識交換の場として、学協会の活動が活発に行われるよう積極的に支援をしていきます。</p>
332	<p>答申案 18 頁 25 行の「米国を参考とし」とあるが、米国は国防省研究の国策の意味もあり、外人依存の現状打破が主ではないか。なぜ欧州先進国なども参考にしないのか？本答申も米国一辺倒の考えが見え隠れしている。</p>	<p>御指摘のように、欧州諸国は我が国の科学技術政策を検討する上で非常に重要な参考になります。特に、アメリカと異なり、人口や資源など比較的小規模であるにもかかわらず、長い歴史を通じて科学技術先進国であり続けてきた国々の諸政策については、本答申案を検討する際に、アメリカと並んで常に参考とし、またその優れた点を適宜取り入れていきます。</p>